



® 平成 29 年 5 月 12 日 (金)

No. 14442 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆店舗外観の法務……………(1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)……………(7)

☆[随筆] 賞金か、特許権か……………(8)

店舗外観の法務

ー コメダ事件 (東京地裁平成28年12月19日決定、 平成27年(ヨ)第22042号 仮処分命令申立事件) ー

溝田・関法律事務所

弁護士・弁理士 溝田 宗司

第1 概要

コーヒーチェーンのコメダ¹が和歌山市で珈琲店を営むマサキに対して下記写真のような店舗外観の使用差止等の仮処分を請求していた事案で、仮処分が認められた。店舗外観の商品等表示該当性についてはこれまでに先例が少なく、本件でもどのように判断されるか注目していた。本決定は、店舗外観の使用差止めを認めた初めてのケースで、非常に大き

な意義を持つ。

本決定は、まず、店舗外観が不正競争防止法2条1項1号及び2号の「商品等表示」に該当しうることを述べた。その上で、コメダの店舗外観が「商品等表示」に該当し、マサキの店舗外観はコメダの店舗外観に類似するから不正競争行為に該当すると述べた。

本稿では、コメダ事件を通じて、店舗外観の商品

ー 水素エネルギーの時代へー

特許業務法人 矢野内外国特許事務所

所長弁理士	矢野 寿一郎	副所長弁理士	正津 秀明
弁理士	谷村 昌宏	弁理士	岩本 泰雄
弁理士	堀 喜代造	弁理士	矢野 浩太郎
弁理士	水谷 靖	弁理士	柳瀬 智之
弁理士	森本 淳史	弁理士	松下 計介

〒540-6134 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー 34階
TEL 06-6944-0651 FAX 06-6944-0653 URL <http://www.patent-yano.gr.jp>



等表示該当性について整理する。また、店舗外観の類似性の判断手法についても少し触れたい。

※不正競争防止法2条1項1号

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為。

第2 本決定

1 店舗外観の商品等表示該当性

(1) 判断基準

本決定では、店舗外観の「商品等表示」該当性の判断基準について、次のように述べた。

2 被保全権利について

(1) 争点1（債権者表示の商品等表示該当性）について

ア 債権者表示1について

(ア) 店舗外観が商品等表示に該当する場合について

店舗の外観（店舗の外装、店内構造及び内装）は、通常それ自体は営業主体を識別させること（営業の出所の表

示）を目的として選択されるものではないが、場合によっては営業主体の店舗イメージを具現することを一つの目的として選択されることがある上、①店舗の外観が客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しており、②当該外観が特定の事業者（その包括承継人を含む。）によって継続的・独占的に使用された期間の長さや、当該外観を含む営業の態様等に関する宣伝の状況などに照らし、需要者において当該外観を有する店舗における営業が特定の事業者の出所を表示するものとして広く認識されるに至ったと認められる場合には、店舗の外観全体が特定の営業主体を識別する（出所を表示する）営業表示性を獲得し、不競法2条1項1号及び2号にいう「商品等表示」に該当するというべきである。

(2) あてはめ

上記判断基準に実際の事実を次のようにあてはめて、債権者表示1（コメダの店舗外観）が「商品等表示」に該当すると述べた。なお、文中の下線及び太字は、筆者が加えたものである。

(イ) 債権者表示1の顕著な特徴（前記

(ア) ①) について

債権者表示1は、別紙「債権者表示1の主要な構成要素」記載（1）①ないし⑥及び（2）①ないし⑥のとおりの特

【ご参考】コメダ珈琲店及びマサキ珈琲の外観写真



【コメダ珈琲店岩出店】



【マサキ珈琲中島本店】

※株式会社コメダホールディングスのウェブサイトより引用